令和4年9月13日 資料No.1 保健福祉常任委員会

高齢者支援課障害者福祉課

議案第77号

港区立高齢者集合住宅条例等の一部を改正する条例について

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の 一部改正を踏まえ、入居資格を認める者の範囲を拡大するため、港区立高齢者集合 住宅条例、港区立ケアハウス条例及び港区立障害者住宅条例の一部を改正します。

1 経緯

東京都は、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を改正し、令和4年11月1日から、東京都パートナーシップ宣誓制度の運用を開始します。これに当たり、区と東京都は、みなとマリアージュ制度と東京都パートナーシップ宣誓制度の相互活用(以下「相互活用」といいます。)に係る連携協定の締結を予定しており、多様な性の理解促進に係る取組の拡大に向け、調整を進めています。

このことを踏まえ、高齢者集合住宅、ケアハウス及び障害者住宅を利用できる者 の範囲に、東京都パートナーシップ宣誓制度の利用者を加え、相互活用を図ります。

2 改正内容

(1)港区立高齢者集合住宅条例

利用できる者の範囲に、配偶者における婚姻の予約者及び東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を本人とともに受けた60歳以上の者(証明を受けようとする者も含む。)等を加えます。

(2) 港区立ケアハウス条例

利用できる者の範囲に、東京都パートナーシップ宣誓制度による証明をともに受けた者(証明を受けようとする者も含む。)等を加えます。

(3)港区立障害者住宅条例

使用者の資格に、東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けた者(証明を受けようとする者も含む。)等を加えます。

3 施行期日

令和4年11月1日

港区立高齢者集合	港区立高齢者集合住宅条例新旧対照表
改正案	現行
(前略)	(前略)
(利用できる者の範囲)	(利用できる者の範囲)
第三条 高齢者住宅を利用できる者の範囲は、次に掲げる要件を備え	第三条 高齢者住宅を利用できる者の範囲は、次に掲げる要件を備え
る六十五歳以上の者とする。	る六十五歳以上の者とする。
一 次のいずれかに該当すること。	一 次のいずれかに該当すること。
イ (略)	イ (略)
ロ 現に同居し、又は同居しようとする二人世帯で、六十歳以上	ロ 現に同居し、又は同居しようとする二人世帯で、六十歳以上
の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の	の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の
事情にある者及び婚姻の予約者を含む。)、六十五歳以上の親	事情にある者を含む。)、六十五歳以上の親族又は本人ととも
族又は本人とともに港区男女平等参画条例(平成十六年港区条	に港区男女平等参画条例(平成十六年港区条例第三号)第九条
例第三号)第九条の二第一項に規定するみなとマリアージュ制	の二第一項に規定するみなとマリアージュ制度を利用する六十
度を利用する六十歳以上の者 (本人とともに当該みなとマリア	歳以上の者があること。
―ジュ制度を利用しようとする者を含む。) 若しくは本人とと	
もに東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実	
現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の	
二第一項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度による証	
明を受けた六十歳以上の者(本人とともに当該東京都パートナ	

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。付一則	(後略)	二~六 (略) ニ~六 (略) おること。 かること。
	(後略)	二~六(略)

港区立ケアハウス条例新旧対照表

(前略) (利用できる者の範囲) (利用できる者とする。以下に表述の事情による証明をともに利用しようとする者を含む。以下同じ。) (利用できる者を含む。以下同じ。)若して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	改 正 案
(前略) (利用できる者の範囲) (利用できる者の範囲) (利用できる者の範囲) (利用できる者の範囲) (利用できる者の範囲) (利用できる者の範囲) (前略) (前略)	現行

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。付「則	(後略)	こと。 こと。
	(後略)	て、同項第三号から第五号までの要件を備えるものであること。号の要件を備える者であり、他の一方が五十五歳以上の者であっ二 夫婦の一方又はみなとマリアージュ制度利用者の一方が前項各

港区立障害者住宅条例新旧対照表

(前略) (使用者の資格) (中國	改 正 案
(前略) ((前略) ((前略) ((世用者の資格) ((世界者の資格) ((世界者) (現

	この条例は、令和四年十一月一日から施行する。 付 則
(後略)	(後略)
3 · 4 (略)	3・4 (略)
	て日常生活を営むことができなければならない。を満たす者でなければならない。この場合において、世帯は自立し
	ップ宣誓制度の相手方が、前項各号(同項第三号を除く。)の要件当該みなとマリアージュ制度の相手方又は当該東京都パートナーシ
	者、当該親族のうち一人以上の者、当該里子のうち一人以上の者、宣誓制度の相手方」という。)を有し、当該使用することのできる
ができなければならない。	る証明を受けようとする者を含む。以下「東京都パートナーシップ受けた者(本人とともに当該東京都パートナーシップ宣誓制度によ